

世田谷の自然と共生した地域づくりの明日を拓く「フラワーランド」

長尾 剛

(一般財団法人 世田谷トラストまちづくり トラストみどり課)

1. はじめに

近年、都市に於ける農地の様々な効用が論じられるようになってきた。筆者は大学の卒業論文で、農の持つ機能を活用して都市に於ける様々な課題を解決する新たな農の展開を力説し、その必要性を論じた。その後(財)世田谷区都市整備公社に入社以来、再開発支援及び住宅政策に従事したが、(財)せたがやトラスト協会との合併により、みどり事業への従事の間を得た。そしてフラワーランドの管理運営とボランティア対応、イベント実施、園芸講習会実施等に6年間従事できたことは、極めて有意義であった。

本活動報告では、フラワーランドの管理運営等の30年以上にわたる実績が、現代の求める自然と人との共生まちづくりを実現するための、協働のあり方を考える参考に供せられるとの思いから、これを紹介すると共に、フラワーランドを活かした今後の周辺まちづくりについても考察したい。

2. (一財)世田谷トラストまちづくり

(一財)世田谷トラストまちづくり(以下トラストまちづくり)は、平成18年4月1日、(財)せたがやトラスト協会(以下トラスト協会)と(財)世田谷区都市整備公社が有していたみどりや住まい等のまちづくりの専門性を統合し、今までに蓄積されたトラスト活動や住民ネットワークを継承発展させ、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援するために設立された。

トラストまちづくりは、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図る法人として東京都知事(現在は世田谷区長)に指定された「緑地管理機構(現在のみどり法人)」である。民有地のみどりの保全として、民有緑地の所有者の協力を得て、「市民緑地制度」「小さな森制度」による貴重な民有地のみどりの保全を進めている。また、トラスト運動ボランティアグループの育成として、世田谷のトラスト運動に賛同し協力していく意思のある区民活動団体を育成・登録し、その活動を支えることにより、区民自身による環境保全活動の拡大と発展を図っている。

トラストまちづくりは、トラスト協会の当時からフラワーランドの管理運営等を世田谷区から受託してきた。そして、フラワーランドの管理運営、園芸相談、園芸講習会等の実施を通して、園芸や緑化についての啓発を行うとともに、区民の緑化活動を推進している。

活動報告

3. フラワーランドの維持管理・運営等

3.1 フラワーランドについて

フラワーランド（正式名称：世田谷区立瀬田農業公園）は、世田谷の農業の中で大きな役割を果たしてきた花卉園芸（鑑賞用植物の生産）を中心に、「花づくりのできる公園」として昭和61年に開園した、区民参加によるエコロジカルな公園づくり、環境に配慮した循環型園芸の普及を目指している公園で、トラストまちづくりが関わることで、この目的にシフトしてきた。

園内には、鑑賞用の花壇や植え込みのほか、育苗室や圃場、作業庭、講習室などがあり、花のあるまちづくり活動の支援センターとして、花とみどりの園芸相談や園芸講習会を行っている。また、地域での花づくり活動の担い手となる人材を育成するための花づくり教室の開催や、卒業生有志による「フラワーランド友の会」の活動拠点として、多くの方々の手によって支えられている。

正式名称：世田谷区立瀬田農業公園（瀬田5-30-1）（面積9,130.78平方メートル）

開設目的：区民が植物に親しみ、地域のまちづくりに花を提供することによって、都市における花卉園芸への理解と関心を高め、もって地域緑化の推進及びみどりの普及啓発を図ることを目的とする。



フラワーランド管理棟と前庭広場

フラワーランドは、昭和57年に「世田谷区農業振興対策委員会」から提出された答申により、「区民の暮らしとともにある世田谷区の農業の価値を高め、これから生まれ育つ次代の人達に、農業が伝統的に受け継いできた数々の知識と文化を享受できる場を設ける」こ

とを目的として、開設されることになった。

ところが当時既に地価が高騰し、土地の取得が困難であること、また畑のまま公園にしたのでは既存の区民農園と何ら変わりがないことなどから、世田谷の農業の発展、振興に大きな役割をはたしてきた花卉園芸に着眼して、花のあるまちづくりの拠点公園としての位置付けとなった。そして区民から募集して選定した「フラワーランド」という愛称により、昭和 61 年 3 月 31 日に、「世田谷の花卉園芸の振興と文化の継承、地域の緑化や家庭園芸の普及啓発」を目的に公園が開園した。

開園当初、公園の管理運営は世田谷区（以下区）の土木部公園課、生活環境部みどりの課及び産業振興対策室産業振興課の連絡会が中心となって、家庭園芸の見本園を目指して行われたが、基本的な運営方針が確立されていないため、大手園芸業者に運営委託して園芸に関する知識と経験を有する職員を配置し、予算を確保し、常に花が沢山咲く見栄えの豪華な植物園として、また緑化指導及び園芸振興等の目的をも併せ持つ特殊な公園として、開園されてきた。

3.2 財団法人せたがやトラスト協会への事務移管

平成 9 年度より、区からフラワーランドにおける花づくり教室や園芸相談業務、友の会の活動支援事業がトラスト協会に事務移管され、同協会の自主事業になるとともに、同園の維持管理業務を受託した。

移管当初は区の運営形式を踏襲して事業を進めてきたが、トラスト協会ならではの事業運営の在り方を確立するために見直しが行われた。その結果、業者委託に関する予算の効率的執行、委託運営に対する費用対効果、家庭園芸の普及からは離反した植物園化、ボランティアの活用方法、園内井戸水の水質汚染など様々な課題が明らかになってきた。このため、順次改善を進め、平成 13 年をもって園芸業者への管理委託を廃止してトラスト協会独自の管理運営に切り替え、大幅な予算削減が達成できた。その後平成 18 年のトラストまちづくり設立に伴い、同財団に引き継がれた。

3.3 フラワーランドの管理運営と区民参加について

フラワーランドの管理運営と区民参加は、以下のとおりとなっている。

・公園全体の管理運営形態について

管理運営は区からトラストまちづくりが維持管理業務を受託（花壇含む公園及び圃場）

（1）施設管理業務

日常業務

- 1) 園内巡回点検、2) 園内の除草・清掃・灌水、3) 周辺道路の掃き掃除、
- 4) 園路等の簡易整備、5) 来園者対応、6) AED の日常点検

活動報告

管理棟清掃及び設備点検業務

花壇管理業務（育苗・温室管理を含む）

1) 園芸補助員を配置

2) 業務内容

a) 花壇・芝生管理

- ・草花の手入れ（除草・刈込み、病虫害防除、施肥、灌水等）
- ・鑑賞花壇の植替え（年2回：春・秋）

b) 育苗管理

c) 園芸資材等、消耗品管理

d) 温室管理

作業日誌の作成

(2) 公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

花壇用花苗・土・肥料等

施設運営上必要となる消耗品（雑巾、洗剤、石鹸等の日用品程度）

委託施設の小破修繕

・トラストまちづくりの自主事業

花づくり教室、園芸講習会、フラワーランド友の会のボランティア育成、園芸相談

・区とトラストまちづくりの連携

財団は管理受託者として、全体の管理監督者である区と、常に連携をとりながら運営を進めている。

・鑑賞花壇、創作花壇、育苗、圃場、花づくり教室、園芸講習会、園芸相談における区役所とトラストまちづくり、地域住民等の関わり方

鑑賞花壇...公園管理受託としてトラストまちづくりが管理（植替え等は花づくり教室の実習として実施、苗は区内花卉園芸生産者から購入）

創作花壇...フラワーランド友の会の活動場所（必要な苗、肥料等は区からの公園管理受託金をもとにトラストまちづくりが購入）

圃場.....公園と付随した管理受託としてトラストまちづくりが管理。圃場は、友の会の活動場所と鑑賞花壇等の育苗に使用

花づくり教室...トラストまちづくりの自主事業。区民を対象に2年間のカリキュラムで花づくりの基礎を学ぶ。



園芸講習会の実施の光景

園芸講習会（サギソウ講習会含む）...トラストまちづくりの自主事業。区民を対象に年間に園芸講習会 10 回程度、サギソウ講習会 35 回程度派遣。

フラワーランドにおける、緑化啓発及び花づくり活動の成果を幅広く区民に PR するため、区民及び賛助会員を対象に行う講習会である。また、フラワーランド友の会会員が中心になって講師として講習会を実施することにより、フラワーランド友の会の日頃の活動の実践・発表の場とすることも併せて目的としている。

（バラ、寄せ植え、ケト玉、サクラソウ、多肉植物等）

また、世田谷区の花「サギソウ」の普及啓発を図るために、区内各まちづくりセンターで主催する「サギソウ植え込み講習会」の講師を友の会から派遣している。



サギソウ植え込み講習会

園芸相談...トラストまちづくりの自主事業。

園芸知識の普及啓発を目的として、開園日において、花とみどりの専門員（財団非常勤職員）または花とみどりの相談員が、日常的にジャンルを問わないあらゆる園芸相談や緑化相談へ対応し、その内容について報告事務等を行っている。

・育苗、圃場、講習会の講師、指導員について

育苗、圃場について

世田谷トラストまちづくり非常勤職員の花とみどりの専門員及び花とみどりの相談員が指導。（環境保全、ガーデンデザイン等については外部の専門家による指導もあり）

園芸講習会

世田谷造園協力会及びフラワーランド友の会が担当。

・鑑賞花壇、創作花壇の育苗、圃場の日常管理におけるトラストまちづくりと区民の役割分担について

公園施設管理...シルバー人材センターに委託し、毎日 2 名の派遣により、公園全体の清掃や手入れ等作業を実施

鑑賞花壇.....花とみどりの専門員等の指導の下、園芸知識を有する園芸補助員 2 名及び、花づくり教室の生徒が交代で管理。

創作花壇.....花とみどりの専門員等の指導の下、フラワーランド友の会が管理。

・花壇づくりに参加している区民に対する花づくりリーダー育成について

花づくり教室にて実施。（2年間の講座修了後、花づくりリーダーの担い手となること

活動報告

を目指している。令和3年度は29期を開講予定)

花づくり教室卒業者の有志が「フラワーランド友の会」を組織。花づくり教室で学んだことと、友の会の活動で得た知識や技術を基に、地域園芸講習会の講師として花づくりリーダーを担っている。

3.4 花づくり教室（自主事業）

緑化指導及び園芸振興となると「それに伴う人材の教育も必要では」ということで、区内在住者で花づくりに熱意のある人達30名を募集し、園内の花壇を利用した実習と教室内での講義を中心に、年間を通じて様々な園芸技術を習得してもらうことを目的に区の主催により「花づくり教室」が公園開設の翌年(昭和62年4月)に公園内で開講された。これは地域緑化推進リーダーの育成とフラワーランドの園内管理ボランティアの育成を目的と



花づくり教室特別講習の光景

して、当初は区の、平成9年度からはトラスト協会の非常勤職員(花とみどりの専門員)を講師として教室を実施している。当初の学習期間は1年間だったが、第8期生から2年間となり、第26期生では3年間になったが、第27期生からは2年間に戻っている。受講生の数は当初から30名だが、毎回途中でリタイアせざるを得ない人が何人か出ているのが現状である。

3.5 フラワーランド友の会



フラワーランド友の会会員の自主勉強会の光景

花づくり教室 1 期生からの教室卒業後も同園で花壇管理活動を継続したいという有志の要望を区が勘案した結果、昭和 63 年の 1 期生卒業と同時に「フラワーランド友の会」が組織され、会則も策定した。友の会は当初、瀬田四丁目広場奥の区有地や地元での活動を区の斡旋によって実施した。その後公園の拡張と教室の 2 年単位化にともない、平成 4 年に友の会の活動場所を園内に設けるとともに、教室事業への応援体制や友の会の組織化などを区の指導により実施した。同時に公園内の友の会と教室生徒による花壇管理場所がそれぞれ整理された。

公園開園時に「区民参加により草花を育ててもらおう創作花壇」が設けられたが、創作花壇の面積がかなり広がったことなどから実際に花壇管理を行うことになると色々困難な問題が発生したので、結局友の会によって創作花壇等の維持管理を行うこととなった。

その後花づくり教室の修了回数を追うごとに友の会の会員数が増え、平成 25 年度には 128 人になり、園内の花壇づくりなどを行うほか、春に実施する「フラワーランド花まつり」、秋に実施する「菊の展示会」の計年二回のイベント開催協力等、フラワーランドには無くてはならない存在となった。しかし友の会が公園等で活動を行う根拠について文書での取り交わしが無かったため、平成 24 年に友の会及び区担当部署と協議、確認を行いながらトラストまちづくりで協定書を作成し、友の会と締結することとなった。



イベント体験コーナーの光景

現在は会員数増加に伴い、草花班、宿根草班、コンテナ班、大菊班、小菊・朝顔・サギソウ班、山野草班、バラ班、ハーブ班など 8 班に分かれて花壇の維持管理等を行っているが、そればかりでなく、区のまちづくりセンター等が主催するサギソウ育成の講習会等をはじめとする地域で行われる園芸講習会で、緑化推進リーダーとして講師などの派遣を受託したり、地域の緑化事業に対しボランティア活動等も行っている。

3.6 世田谷トラストまちづくり大学

平成 18 年度に、自然保護と土地開発という 2 つの性格の異なる外郭団体が統合したことから、それぞれを母体とする部署が共同で実施する「創発事業」としてトラストまちづくりパートナーとなる住民層の育成を目的として「世田谷トラストまちづくり大学」がスタートした。これまで多くの専門家講師を招いて、高度な内容の講座が展開されている。花づくり教室は同事業スタート前から行われてきたが、世田谷トラストまちづくり大学「専門講座」として位置付けられた。花づくり教室には、フラワーランド友の会と同会から講



花づくり実践団体交流会の光景

活動報告

師を派遣する園芸講習会という、修了した人がその後も活躍・活動できるような仕組みが構築されており、その他に花づくり教室生が卒業後、各地域で花づくり活動を始めるにあたり、学んだことを地域づくりに活かす場を提供するために、実際に地域で活動しているグループを紹介し、活動の場の検討機会を提供する、「花づくり実践団体活動事例紹介及び交流会」を開催している。

この取組みは、生涯学習と市民活動の連携が図られた事例として、全国にも誇れるのではないだろうか。

4．区立農業公園の新たな展開

区は、農地保全方針（2009（平成 21）年）により、生産緑地や宅地化農地、屋敷林がまとまって存在する地区を農地保全重点地区に指定した。同地区では、生産緑地法により農地を保全するとともに、地区毎の特性に応じた農地等の保全策（生産緑地の追加指定、宅地化農地を区民農園・圃場として活用。屋敷林を市民緑地・保存樹林地に指定、保存樹林地の支援拡充）を講じるとしている。農地等の保全策によっても保全できない農地について、次の条件をすべて満たす場合、区が用地取得のうえ、農業振興拠点機能として整備するとしている。

- (1) 農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、合計面積 1ha 以上で都市計画公園・緑地に指定すること。
- (2) 農業振興等拠点となる農園として活用すること。
- (3) 農園の管理運営は、農業関係団体、区民活動団体、学校法人等と連携して行うこと。

農地保全重点地区は、フラワーランドのある瀬田地区をはじめ、北烏山・給田地区、上祖師谷地区、桜上水地区、桜丘地区、喜多見・宇奈根地区、中町・深沢・等々力地区の7地区である。併せて、世田谷区が農地保全方針に基づき指定した都市計画公園・緑地は、既設のものも含めて、現在6カ所ある。



分園オープニングイベントの光景



フラワーランド拡張テープカットの光景

そして、これまで瀬田農業公園（フラワーランド）のみであった区立農業公園は、平成28年4月に喜多見農業公園、平成28年11月に瀬田農業公園（分園）、そして令和元年7

月に次大夫堀公園内里山農園がそれぞれ立て続けにオープンした。うち瀬田農業公園（分園）及び次大夫堀公園内里山農園の管理運営は、トラストまちづくりが受託した。

瀬田農業公園（分園）は、世田谷の農の文化や風景、環境を継承するために開設された。そこは、区民参加型農園として子どもから大人までが農作業を体験できるレクリエーションの場として、また、農作業や収穫物を食することを通じて農への理解を育む場として活用していきたいとしている。特にその開設にあたっては、地域の人々とワークショップを開き、利用方法等について検討が行われたが、そのワークショップ実施運営もトラストまちづくりが受託した。開設後は、花卉園芸を中心としたフラワーランドとの連携を図りつつ、運営に関わる地域のグループを育てながら、専門家、学校、行政、JA などとも連携していくとしている。従来のフラワーランドも、分園の整備と併せて拡張整備され、より回遊性も良くなり、魅力が増している。

次大夫堀公園内里山農園は、次大夫堀公園が拡張され、人にも生きものにも優しい“教育・福祉農園”として開園された。教育・福祉農園として、子どもの食育や環境教育、障害をもつ人もそうでない人も、誰もが一緒に楽しみ活動できる農園として、活動プログラムを実施していくとしている。

このようにフラワーランド以降に開設された区立農業公園は、花卉園芸に始まり、蔬菜園芸にも展開してきている。

5. おわりに

区は、区制 100 周年となる 2032 年にみどり率 33%とする長期目標「世田谷みどり 33」を掲げ、これを踏まえて「世田谷区みどりの基本計画」を策定した。この計画は、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する計画である。

この計画では、5つの基本方針を、「水循環を支えるみどりを保全」し、「核となる魅力あるみどりを創出」し、「街なかに多様なみどりをつくり、つなげ」、「みどりと関わる活動を増やし、協働」し、「みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える」としている。フラワーランドと分園のある瀬田と周辺地域は、自然が程よく残されている閑静な住宅地であり、「瀬田四丁目旧小坂緑地」「上用賀五丁目いらか道市民緑地」「玉川台二丁目五郎様の森緑地・市民緑地」が存在する。これらはみどりの保全上重要で、それぞれトラストまちづくりが、区から受託あるいは自主事業で管理運営等している。これらを核とした周辺地域のみどりのまちづくりの推進は、5つの基本方針を実践するモデルケースになる。

また、開催延期された東京オリンピック開催に際しては、馬事公苑も会場になり、大蔵にアメリカ人選手村が開設される。これらからも至近であることから、開催のあかつきには、外国人観光客の急増も予想される。エコツーリズム・グリーンツーリズムの一環として、おもてなしのみどりのまちづくりを行えば、外国人と区民との交流の生まれる場にもなるだろう。

活動報告

以上のようなみどりのまちづくりを推進し、全国に世田谷の自然と共生した地域づくりの実践例を発信したい。そして最後に私が申したいのは、「フラワーランド」は、世田谷の宝だという事だ。

[文献]

- 1) 「農業公園の現状 と今後の課題」 伊藤久雄(認定NPO法人まちぼっと理事)
- 2) 世田谷区農地保全方針 平成 21 年 10 月 23 日 21 世み政第 459 号
- 3) 世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度
- 4) 世田谷区みどりの行動計画(第 1 期) 2018 年度～2021 年度